

国税庁より、年末調整手続の電子化に関する新しいパンフレットが公表されています。電子化の導入により、紙ベースの手続きが減少し、データの正確性や処理速度の向上が期待されています。

パンフレットには、具体的な手続きの流れや必要な書類、注意点が詳しく説明されており、初めて電子化に取り組む方々にも分かりやすい内容となっています。最新の情報をもとに、年末調整の準備を進めましょう。

【電子化の概要「年末調整手続の電子化で業務の効率化」】

## 年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与の支払者）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！ ② 控除額や添付書類のチェックが簡単！ ③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！ ④ 書類の保管場所も不要！	① 手書きでの書類作成が不要！ ② 控除額はソフトが自動計算！ ③ テレワーク中の従業員も提出可能！ ④ マイナポータル連携を利用すれば、保険料等の証明書をまとめて取得可能！

## 年末調整手続の電子化とは

次の処理を「年末調整手続の電子化」と言います。

- ① 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
- ② 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を計算



年末調整手続の電子化に必要な準備の詳細は、こちらをご覧ください。



## 従業員による3ステップ



※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体(保険会社等)から取得してください。  
 なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

国税庁では、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)を無償で提供しています。※



※ 年調ソフトでは、給与の収入金額や配偶者の情報等を入力することにより、定額減税に対応した年末調整に関する申告書を作成します。